研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 2 年 7 月 6 日現在

機関番号: 32704 研究種目: 若手研究 研究期間: 2018~2019

課題番号: 18K12618

研究課題名(和文)日米の最高裁判所における裁判官任用制度の設計と現代的課題 - 司法の独立と民主主義

研究課題名(英文) Designing Judicial Selection Systems through Modern Challenges in Japan and the United States: Judicial Independence and Democracy

研究代表者

原口 佳誠 (Haraguchi, Yoshiaki)

関東学院大学・法学部・准教授

研究者番号:40551594

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文): 本研究は、アメリカの裁判官任用制度を、連邦と州の二元的レベルから研究し、司法の独立と民主的正統性、国民の信頼の確保の関係を探究する。さらに、アメリカの一部の州憲法に規定される裁判官任用制度を継受した日本の最高裁判所任用制度の調査をふまえ、日米の比較司法制度の視点から、日本の最高裁判所裁判官の任用制度における制度改革の構想を提示するものである。 裁判官任用制度は、それ自体、司法制度を支える基盤である。本研究は、日本の最高裁における司法の独立と民主主義、および国民の信頼の確保に向けた新たな制度構築を提供するものであり、社会的意義を有する。

研究成果の学術的意義や社会的意義本研究は、裁判官任用制度を、法制史学・法社会学・司法政治学といった学際領域の研究の最新の知見を取り入れながら、現地調査を踏まえつつ、連邦ならびに各州の制度設計を網羅的・実証的に研究するものである。アメリカの多様な司法モデルを総合的に検証し、日本の最高裁判所裁判官任用制度の制度改革への示唆を研究の射程としており、ここに本研究の学術的・社会的意義がある。日本の最高裁の裁判官任用制度に対する制度改革の示唆として、国民審査制度の効果的活用、裁判官任命諮問日本の最高裁の裁判官任用制度に対する制度改革の示唆として、国民審査制度の効果的活用、裁判官任命諮問

委員会の導入、ジェンダーバランスへの配慮、等により、任用過程の透明性と民主性を補強し、司法に対する国 民の信頼を高めることが試案として考えられる。

研究成果の概要(英文): This study investigates the American judicial selection, from the dual level of federal and state, and identifies the relationship among judicial independence, democratic legitimacy, and public trust. Also, it surveys the Japanese judicial selection that inherited some U.S. state constitutions, presenting the design of institutional reform.

Judicial selection itself is the foundation of the judicial system. This research has social significance for it provides the new judicial design from the viewpoint of balancing judicial independence and democracy and securing public trust in the Supreme Court of Japan.

研究分野: 憲法・英米法

キーワード: アメリカ法 司法制度 裁判官任用 国民審査 司法の独立

1.研究開始当初の背景

アメリカでは、2017年に合衆国最高裁判所のニール・ゴーサッチ裁判官の任命が行われ、裁判官任命制度への関心が再び高まった。裁判官任命候補者の資質が議論され、任命過程の透明性と説明責任が果たされる状況は、市民の司法の信頼を高めるという点で司法の独立に資するものであり、市民による監視を確保する点で民主主義の観点からも望ましい。州の最高裁判所では、ほとんどの州で裁判官選挙制度が定着しており、より開かれた任用制度といえる。特に、裁判官選挙の最終進化形態であるメリット・プランでは、最初の任命で裁判官任命諮問委員会がメリット(裁判官の資質)に照らして名簿を作成し、その後に信任投票に付されることから、裁判官のプロフェッショナリズムと民主主義がバランス良く実現されているといえる。

一方、日本では、最高裁判所裁判官の任命過程は不透明であり、現実には、最高裁判所事務総局の意向が、最高裁判所裁判官の選任でも色濃く反映される(笹田栄司『司法の変容と憲法』(有斐閣、2008)等)。2001年、司法制度の利用者たる国民の視点から司法改革を促した『司法制度改革審議会意見書』が発表され、最高裁判所が人権擁護等の点で必ずしも国民の信頼に応えていないことが指摘されて以降、最高裁判所は徐々に変化しつつあるが、最高裁判所裁判官の任命過程の制度改革は、司法制度改革の最後に残された課題であるといわれる。

本研究は、このように、アメリカの裁判官任用制度の運用・展開への関心と、日本の最高裁判所の任命過程の制度改革への問題意識から、日米の制度設計の比較という着想に至ったものである。

2.研究の目的

本研究は、アメリカの連邦・州の最高裁判所の裁判官任用制度研究を深化させつつ、日本への示唆を得ることを目的とする。以下、概説する。

(1) アメリカの裁判官任用制度の研究

アメリカの合衆国最高裁判所における裁判官任用制度は、建国以来一貫して不変であり、世界で最も古い歴史をもつ。合衆国最高裁判所を含めた連邦裁判所の裁判官は、大統領が指名し任命するが、任命には上院による助言と同意が必要とされる(合衆国憲法2条2節2項)。近年、アメリカ社会のイデオロギーの分断化(いわゆる文化戦争)に伴い、任命をめぐる党派的争いが顕在化しており、社会問題化している。(拙稿「合衆国最高裁判所による基本権保障と少数派保護 大統領権限の抑制の観点から」参照・後掲)

一方、アメリカの諸州の最高裁判所における裁判官任用制度は、建国期以来、常に改革され続けてきた。その改革の主たる要因は、19世紀における民主主義の発展、19世紀後半から20世紀初頭の法律家のプロフェッショナリズムの進展とアメリカ法曹協会や司法協会といった法律家の自治団体の登場、20世紀の法の専門化と憲法・私法上の権利保障の拡大、等で規定される。その結果、州の裁判所では、まず、19世紀前半に裁判官選挙(judicial election)が行われるのが通常となり、さらに、20世紀中頃には、裁判官の専門性を確保するべく、法律家を中心とした裁判官任命諮問委員会が裁判官候補者名簿を作成し、知事がその名簿から裁判官を任命し、裁判官はその後定期的に信任投票を受けるというメリット・プラン(merit plan)へと発展した。しかし、とりわけ20世紀末から、メリット・プランを含めた諸州における裁判官選挙において多額の選挙資金が流入するようになり、司法の公正と市民の信頼を損なう恐れも指摘されている。(拙稿「アメリカにおける裁判官公選制とデュー・プロセス」比較法学(早稲田大学比較法研究所)45巻3号(2012年)29頁以下参照。)

(2) 日本の裁判官任用制度の研究

アメリカ諸州において発展したメリット・プランは、1946 年制定の日本国憲法へと引き継がれた。最高裁判所の国民審査制度(日本国憲法第 79 条)は、メリット・プランの信任投票の類型に属し、このように直接一般市民が関与する裁判官任用制度をもつのは、アメリカ、スイスなどごく一部の国家に限られる。もっとも、日本では、裁判官任用において法律家が関与し、その候補者の資質の確保に重要な役割を果たす裁判官任用諮問委員会が消滅しているなど、アメリカのメリット・プランとは制度設計と運用が大きく異なる。

(3) 本研究の核心となる目的 アメリカの最高裁判所の裁判官任用制度研究と日本への示唆 本研究は、裁判官選任制度を、法制史学・法社会学・司法政治学といった学際領域の研究の最新の知見を取り入れながら、現地調査を踏まえつつ、制度設計の歴史と現代の状況を網羅的・実証的に研究する。最終的にはアメリカの連邦の最高裁判所ならびにすべての州の最高裁判所の裁判官任用制度を総合的に検証し、日本の最高裁判所裁判官任用制度の制度改革への示唆を研究の射程としている。

本研究の核心となる学術的な問いとして、民主社会において司法が果たす権利保障の役割をいかに果たすのか 司法の独立と民主主義を司法でいかに実現するのか という問題意識がある。司法の独立の強調は司法の市民からの乖離を招き、民主主義の強調は世論と利益団体の圧力による司法の独立の崩壊に至る。司法を基層で支える裁判官任用制度は、その制度設計にお

いて、常に司法の独立と民主主義のバランスが重要な要素であり続けている。本研究は、このような現代の普遍的な司法問題にアプローチする手がかりを与えることができるのであり、ここに核心的な学術的問いがある。

3.研究の方法

法社会学・法制史学・司法政治学の最新の知見を参考にしながら、法の社会的研究(social study of law)を遂行した。すなわち、判例法・制定法に内在する法理論を探究する伝統的法学研究のみならず、社会学・歴史学・政治学等の知見を幅広く調査し、それらと法学との間の理論的な架橋を試みた。また、アメリカ現地での学会・シンポジウム参加に加えて、図書館での資料収集、スタンフォード大学ロースクールの研究者・実務家、さらに弁護士・裁判所報道記者へのインタビューを行い、より実証的な研究を志向した。

なお、応募者は、法の社会的研究の方法論を研究している。(拙稿「社会科学としての法理論 創造の意義と可能性 - ローレンス・M・フリードマンの学説分析を通じて」曽根威彦・楜沢能 生編『法実務、法理論、基礎法学の再定位 法学研究者養成への示唆』(日本評論社、2009年) 95 頁以下参照。)

4.研究成果

アメリカの裁判官任用制度において、党派化現象が生じている。連邦裁判所の裁判官任用においては、大統領による任命を通じて、保守的イデオロギーをもつ裁判官が多く任命された一方、人種的・ジェンダー的な多様性は失われつつある。一方、州裁判所の裁判官選挙・リコールにおいては、政治資金の流入の問題に加えて、保守派・リベラル派双方のイデオロギー的対立が顕著となりつつある。これら連邦・州レベルの裁判官任命の党派化現象の背景には、アメリカ社会の分極化がひろく存在しており、分極化の影響をさらに紐解く必要性を確認した。現在、合衆国最高裁に係属中の Carney v. Adams は、州裁判官のイデオロギー的構成とデュー・プロセス(公正な裁判)との関係を問う事件であり、裁判官任用のイデオロギー的分極化と公正な裁判との関係を問う論点が、焦点化しつつある。司法の独立と民主主義の意義が、改めて問われている。

日本の最高裁の任用制度について、アメリカと対比して特に改善すべき点は、裁判官任用過程の透明性と説明責任の確保である。本研究における比較法的検討の成果の一部として、次の3点の改革を試案として提示しうる。

第1に、国民審査の十分な活用である。アメリカにおいては、連邦の裁判官任用への世論の 圧力、さらに州の裁判官選挙への政治資金の流入が問題となっているが、日本においては、む しる国民審査の形骸化が問題となっている。同様の制度をもつアメリカ諸州の制度的工夫を参 考にしつつ、裁判官に関する正確で分かりやすい情報公開を進め、国民審査のより積極的な活 用を図るべきである。

第2に、裁判官任用諮問委員会の設置である。これにより、専門家ならびに市民の視点から 裁判官任用の基準を明確にし、説明責任を確保しつつ、任用過程の透明性を確保することがで きる。

第3に、裁判官任用候補者のジェンダー・バランスへの配慮である。アメリカの研究において、ジェンダーの多様性が裁判所の人権保障において重要な意義をもつことが明らかとなっている。最高裁の人権保障機能を十全に実現するためには、裁判官の任用過程におけるジェンダーへの考慮が有効であろう。

これらの制度改革により、司法の独立と民主主義の均衡を維持しながら、司法に対する国民 の信頼を少しずつ高めてゆくことができると考えられる。

本研究を通じて明らかになった今後の研究課題として、日米社会の分極化現象をふまえ、司 法の人権保障機能をいかに保障していくのか、探究してゆきたい。

5 . 主な発表論文等

「雑誌論文〕 計1件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件)

「粧砂調又」 計「什(つら直読」引調又 「一」つら国際共者 「一」つらなーノファクピス 「一」	
1.著者名 ピーター・A・ジョイ(原口佳誠訳)	4.巻 52(3)
2.論文標題	5 . 発行年
大不況とアメリカの法学教育	2019年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
比較法学(早稲田大学比較法研究所)	93-109頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著

〔学会発表〕	計5件((うち招待講演	5件 / うち国際学会	0件)

1.発表者名原口佳誠

2 . 発表標題

司法と民主主義の諸相 2018年のサンフランシスコ・ベイエリアの裁判官選挙から

3 . 学会等名

アメリカ法判例研究会(科研費臨床法学グループ、早稲田大学臨床法学教育研究所、比較法研究 所アメリカ最高裁研究会共催)(招待講演)

4.発表年2018年

1.発表者名

原口佳誠

2 . 発表標題

アメリカ・ロースクール協会2019年年次大会の参加報告

3 . 学会等名

アメリカ法判例研究会(科研費臨床法学グループ、早稲田大学臨床法学教育研究所、比較法研究 所アメリカ最高裁研究会共催)(招待講演)

4 . 発表年 2019年

1.発表者名

宮川成雄・原口佳誠

2 . 発表標題

アメリカ・ロースクール協会臨床法学大会 (サンフランシスコ)参加報告

3 . 学会等名

アメリカ法判例研究会・早稲田大学比較法研究所アメリカ最高裁研究会(招待講演)

4 . 発表年

2019年

1.発表者名 原口佳誠				
2.発表標題 ロースクールにおける法学研究の特征	数			
3 . 学会等名 アメリカ法判例研究会・早稲田大学比較法研究所アメリカ最高裁研究会(招待講演)				
4 . 発表年 2019年				
1.発表者名原口佳誠				
2.発表標題 アメリカのロースクールにおける法章	学研究の現代的意義と課題			
3.学会等名 第83回比較法学会総会ミニシンポジワ	ウム(コロナ禍により非開催決定)(招待講演)			
4 . 発表年 2020年				
〔図書〕 計0件				
〔産業財産権〕				
〔その他〕				
researchmap(原口佳誠) https://researchmap.jp/read0144729/				
6.研究組織		1		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考		